



市 章

大津市公報

平 成 27 年 3 月 23 日
号 外 (第 14 号)

発行所 大 津 市 役 所
発行人 大 津 市
毎月1日、15日(休日の場合は翌日)発行

目 次

- 訓 令
- 3 大津市職員事務引継規程の一部改正..... 1
- 教育委員会規則
- 2 大津市学校運営協議会規則..... 1
- 教育委員会訓令
- 1 大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の人事評価に関する規程の一部改正..... 3

訓 令

大津市訓令第 3 号

大津市職員事務引継規程 (平成25年訓令第 3 号) の一部を次のように改正する。
平成27年 3 月23日

大津市長 越 直 美

別記様式中

- 「 2 担当する事務とその内容 (経過、現況、方針及び意見並びにマニュアル)
- 3 未処理事項 (実施中のもので完了していないもの)、未着手事項及び懸案事項
- 4 将来企画すべき事項についての処理の順序・方法及び意見等
- 5 引き継ぐべき書類 (事務執行に必要なファイル名、保存場所等) 及び帳簿等 〃
- 6 引き継ぐべき文書データ (ネットワーク上で業務に関する文書の保存フォルダを体系的に明示)
- 7 現金、有価証券その他引継ぎを要するもの
- 8 その他必要と認める事項 〃
- 」
- 「 2 担当する事務とその内容
- 経過、現況、方針及び意見並びにマニュアル
- 引き継ぐべき書類 (事務執行に必要なファイル名、保存場所等) 及び帳簿等
- 引き継ぐべき文書データ (ネットワーク上で業務に関する文書の保存フォルダを体系的に明示) 〃
- 3 未処理事項 (実施中のもので完了していないもの)、未着手事項及び懸案事項
- 4 将来企画すべき事項についての処理の順序・方法及び意見等
- 5 現金、有価証券その他引継ぎを要するもの
- 6 その他必要と認める事項 〃
- 」

改める。

附 則

この訓令は、平成27年 3 月23日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

大津市学校運営協議会規則を公布する。

平成27年 3 月23日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

大津市教育委員会規則第 2 号

大津市学校運営協議会規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号。以下「法」という。) 第47条の 5 の規定により、学校運営協議会 (以下「協議会」という。) の設置及び運営に関し、必要な

事項を定めるものとする。

(設置等)

第2条 教育委員会は、法第47条の5第1項の規定により指定する市立学校(以下「指定学校」という。)に協議会を置く。

2 前項の指定は、教育委員会及び校長(園長を含む。以下同じ。)の権限と責任の下、保護者や地域住民等の学校運営への参画の促進及びこれらの者との連携強化を図りながら、一体となって学校運営の改善や園児、児童又は生徒の健全育成に取り組むため、協議会を設置することが適当であると教育委員会が認める市立学校のうちから行うものとする。

3 校長は、第1項の指定を受けようとするときは、その旨を教育委員会に申し出ることができる。

4 第1項の指定は、指定しようとする市立学校の校長、保護者及び地域住民の意見を踏まえて行わなければならない。

(委員の定数等)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は、指定学校の規模に応じて10人の範囲内で教育委員会が定める。

2 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

3 委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

その他協議会及び当該指定学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(委員の解任)

第5条 教育委員会は、委員から辞任の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

前条の規定に違反したとき。

心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

前2号に規定する場合のほか、委員として必要な適格性を欠くに至ったと認められるとき。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は教育委員会が指名する委員を、副会長は会長が指名する委員をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、会議録を作成し、これを保存しなければならない。

5 前項の会議録の保存期間は、教育委員会が別に定める。

(協議会の承認事項)

第8条 法第47条の5第3項の教育委員会規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

学校経営計画に関すること。

学校予算の編成及び執行に関すること。

施設及び設備の管理及び整備に関すること。

その他指定学校の運営に関し教育委員会が必要と認めること。

(指導及び助言)

第9条 教育委員会は、協議会の運営状況を的確に把握し、必要に応じて協議会に対して指導及び助言を行うものとする。

2 教育委員会及び指定学校の校長は、協議会が適切に合意を形成することができるよう、必要な情報の提供に努めなければならない。

(指定の取消し)

第10条 教育委員会は、前条の指導及び助言を行ったにもかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、第2条第1項の指定を取り消さなければならない。

協議会としての活動の実態がないと認められるとき。

協議会としての合意を形成することができないと認められるとき。

前 2 号に掲げる場合のほか、指定学校の運営に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められるとき。

2 教育委員会は、前項の規定により指定を取り消すときは、その事由を明示した書面を協議会に交付しなければならない。

(運営に関する評価と情報提供)

第11条 協議会は、指定学校の運営状況等について毎年度評価を行うものとする。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、積極的に活動状況を公開するなど、情報提供に努めなければならない。

(運営に必要な事項)

第12条 協議会は、法令及びその設置の目的に反しない範囲において、運営に必要な事項を定めることができる。

(その他)

第13条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

この規則は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

教 育 委 員 会 訓 令

大津市教育委員会訓令第 1 号

大津市教育委員会の事務局及び大津市教育委員会の所管に属する教育機関の職員の人事評価に関する規程 (平成22年教育委員会訓令第 2 号) の一部を次のように改正する。

平成27年 3 月 23 日

大津市教育委員会
委員長 桶 谷 守

附則第 2 項を削り、附則第 1 項の見出し及び項番号を削る。

附 則

この訓令は、平成27年 4 月 1 日から施行する。

正 誤

平成27年 3 月 16 日付け号外第 9 号 2 ページ中

誤

大津市ごみ処理施設整備
・運営事業審査委員会

正

大津市ごみ処理施設整備・運営事業
審査委員会